

毒物及び劇物の管理について

国立大学法人熊本大学化学物質取扱要項

第6条 化学物質管理責任者は、毒物及び劇物を堅固な施錠できる保管庫(金属製で、持ち運びが容易でないものに限る。以下同じ。)にその他の物と明確に区分して保管し、保管庫の鍵を責任をもって管理するとともに、常時、施錠しなければならない。

2 化学物質管理責任者は、毒物及び劇物を保管する保管庫に、化学物質管理責任者の氏名を表示するとともに、毒物については「医薬用外」及び赤地に白色で「毒物」、劇物については「医薬用外」及び白地に赤色で「劇物」の表示をしなければならない。

3 化学物質管理責任者は、毒物及び劇物の使用に当たっては、その使用量を重量又は容量の単位で記録し、これを保存しなければならない。

4 化学物質管理責任者は、毒物及び劇物のYAKUMOへの登録状況及び在庫数量を定期的に確認し、使用の見込みのない毒物及び劇物については、速やかに廃棄処分等の処置を講じなければならない。

※赤字は平成25年3月29日改正

堅固な保管庫

金属製で、持ち運びが容易でないもの



SL3タイプ



ガラスが使われている保管庫では、毒物・劇物は保管できません

施錠できる保管庫



鍵がない保管庫は、チェーンなどを使って施錠して下さい。

毒物・劇物の保管方法

毒物・劇物はその他の物(一般薬品など)と明確に区分して保管して下さい

容器で区分する



場所で区分する



堅固な保管庫で保管し、表示を行う



施錠ができる保管庫

毒物及び劇物の保管庫の表示

毒物及び劇物を保管する保管庫は、熊本大学オリジナルの掲示物を貼って下さい

WARNING 医薬用外 劇物

化学物質管理責任者 _____

化学物質管理推進者 _____

Kumamoto University



毒物

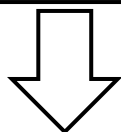
毒物及び劇物の保管庫に標識を貼る
毒物を所有する場合は毒物標識をさらに貼る
化学物質管理責任者の氏名を書く
化学物質管理推進者がいる場合は、氏名を書く



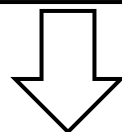
毒物及び劇物の使用量記録

毒劇物の使用記録は、使用する度に記録して下さい。
※盗難・紛失でない証明をするために重要な記録です。

YAKUMOに薬品入庫



帳簿による使用量の記録



YAKUMOによる使用量記録

帳簿の例があります。
環境安全センターホームページから
ダウンロードして下さい。

毒物及び劇物の在庫確認

